

すこ だ ち
「健やか・だんらん・地産地消」

徳島 す・だ・ち 大作戦

徳島県食育推進計画（第3次）



平成28年3月
徳島県

は じ め に

「食」は生命の源であり、私たちが健康に生きていく上で欠かすことのできないものです。また、豊かな心や人間性を育んでいく基礎となるものであります。

徳島県では、本県の目指す食育の方向性を示し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成19年に「徳島県食育推進計画」を、さらに平成23年に「徳島県食育推進計画(第2次)」を策定し、県民運動として、食育を推進してまいりました。

その結果、学校や地域等で様々な取組が行われ、食育に対する関心が高まり、地産地消や食農教育といった「徳島ならではの食育」活動も進展してきました。

その一方で、依然として朝食の欠食や野菜摂取不足、また、食を通じたコミュニケーションの希薄化、食の安全・安心への不安などの課題が見られるところであり、こうした状況を踏まえ、明らかになった課題に対応し、一層、食育の取組を推進するため、「徳島県食育推進計画(第3次)」を策定いたしました。

この計画は、県民一人一人が食に関する意識をさらに高め、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいけるよう、「食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育む」を基本理念として、「今後の推進方針」、「具体的な展開」、「計画の推進方法」について取りまとめたものです。

今後は、本計画に基づき、各関係機関・団体等が横断的に連携した県民運動としての食育のさらなる展開を図ってまいります。

最後に、計画策定に当たりまして、御意見や御助言を頂きました皆様に厚くお礼申し上げますとともに、県民の皆様の食育に対するなお一層の御理解と積極的な取組をお願いいたします。

目次

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の見直し・公表	1
4 計画の位置づけ	2

第2章 食をめぐる現状

1 食生活環境の変化	3
2 食育の推進状況	5

第3章 食育の基本理念と今後の推進方針

1 基本理念	6
2 推進方針	6
3 食育を推進するための主要指標	7

第4章 具体的な展開

1 健康寿命の延伸につながる健全な食生活の実践	8
2 食の安全・安心に関する正しい知識の習得と理解の促進	14
3 食文化の継承や農林水産業への理解の促進	15
4 食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実	17
5 県の取組	18

第5章 計画の推進方法

1 計画の推進体制	19
2 関係者・団体等の役割	20

用語の解説	21
-------	----

参考資料

食育基本法	25
-------	----

第1章 計画の基本的事項

1 計画の趣旨

「食育」とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもので、様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。(食育基本法)

この計画は、徳島県民が生涯にわたり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、関係者が連携して、食育を推進するための基礎となるものです。

徳島県では、平成18年度～22年度の「徳島県食育推進計画」、平成23年度～27年度の「徳島県食育推進計画(第2次)」の基本理念を継続し、一層、食育を推進するために本計画を策定しました。

2 計画期間

食育は、即時の効果を期待するものではなく、ある程度の期間を見据えた取組が必要であることや、国の食育推進基本計画や県の他の関連計画との整合性を図りながら実施することが計画を実践する上で効果的であることから、計画期間は平成28年度～32年度までの5年間とします。

3 計画の見直し・公表

社会経済情勢等様々な状況の変化により、計画の変更が必要になった場合は、県民からのパブリックコメント等の意見を聴いて見直しを行い、計画を見直した時は、広く県民に公表します。

4 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第17条第1項に基づく「都道府県食育推進計画」です。国の食育推進基本計画や県の各種計画との整合性を図るものとします。

新未来「創造」とくしま行動計画



【県の主な関連計画】

健康徳島21(第2次)
(H25~29年度 健康増進課)

徳島県教育振興計画(第2期)
(H25~29年度 教育委員会)

徳島県学校食育指導プランⅡ
(H28年度~ 教育委員会)

第2期徳島はぐくみプラン
(徳島県次世代育成支援行動計画)(H27~31年度 次世代育成・青少年課)

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画
(H25~28年度 農林水産政策課)

とくしま高齢者いきいきプラン2015~2017
(H27~29年度 長寿いきがい課)

徳島県男女共同参画基本計画
(H24~28年度 男女参画・人権課)

徳島県消費者基本計画
(H23年度改定 生活安全課)

徳島県消費者教育推進計画
(H26~29年度 生活安全課)

第2次徳島県環境基本計画
(H26~30年度 環境首都課)

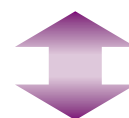
徳島県食育推進計画



食育基本法
食育推進基本計画
(法第16条)



都道府県食育推進計画
(法第17条)



市町村食育推進計画
(法第18条)

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例
徳島県食の安全・安心基本指針
徳島県食の安全安心推進条例
徳島県食品表示の適正化等に関する条例

第2章 食をめぐる現状

近年、食をめぐる社会情勢等が変化し、食生活の乱れや栄養の偏り、さらには生活習慣病の増加などの様々な問題が生じています。特に若い世代の食生活に関しては、栄養の偏りや欠食など改善すべき点が少なくありません。

徳島県では、平成19年に「徳島県食育推進計画」、平成23年に「徳島県食育推進計画(第2次)」を策定し、食育の取組を総合的に推進してまいりました。

その結果、食育の取組は着実に進展してきましたが、野菜摂取量や朝食の欠食等の課題について、今後も継続的な取組が必要です。

また、国の第3次食育推進基本計画では、重点課題として「若い世代を中心とした食育の推進」、「健康寿命の延伸につながる食育の推進」に加え、新たに、貧困状況にある子供や高齢者等に対する「多様な暮らしに対する食育の推進」、食品ロスの削減等に関する「食の循環や環境を意識した食育の推進」、「和食」をはじめとする「食文化の継承に向けた食育の推進」が盛り込まれており、取組の視点として、子供から高齢者まで、生涯を通じた取組の推進及び国、地方公共団体、教育関係者、農林水産業者、食品関連事業者、ボランティアなどの主体的かつ多様な連携・協働による取組の推進の2つをあげています。

1 食生活環境の変化

徳島県の一般世帯人数及び単身世帯の割合の推移

	H12	H17	H22
1世帯あたり人数	2.78	2.64	2.52
単身世帯の割合	24.4%	26.9%	29.0%

総務省「国勢調査」

1世帯あたりの人数は減少し、単身世帯の割合は増加しています。

食の外部化の推移

	H12	H17	H22
外食率	35.4%	36.6%	35.3%
食の外部化率	43.0%	44.9%	44.0%

(公財)食の安全・安心財団 統計資料

外食や中食(惣菜や調理食品を購入して家庭で食べる)の割合が食料消費支出の約4割を占めています。

外食率：食料消費支出に占める外食の割合

食の外部化率：外食に惣菜・調理食品の支出割合を加えたもの

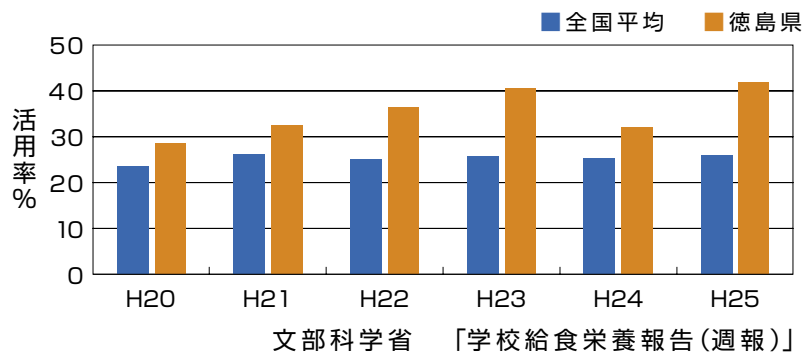
県民の野菜摂取量

		H22	H24
徳島県	男性	245 g	260.7g
	女性	241 g	264 g
全 国 (男女20歳以上)		281.7g	286.5g

厚生労働省「国民健康・栄養調査」(都道府県比較H22、24)

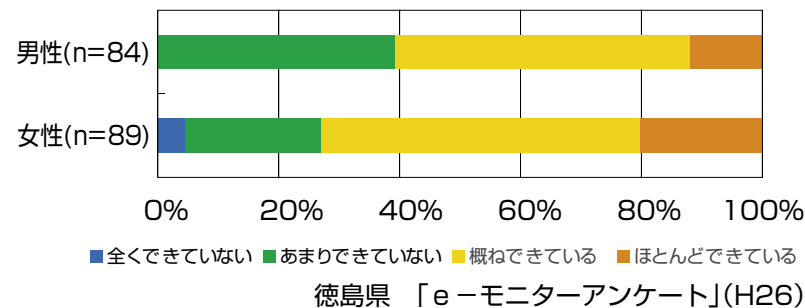
県民(成人)の1日あたり野菜摂取量は増加傾向にありますが、目標量350gに対しては少なく、全国平均に比べても少ない状況です。

学校給食における地場産物活用状況(品目ベース)



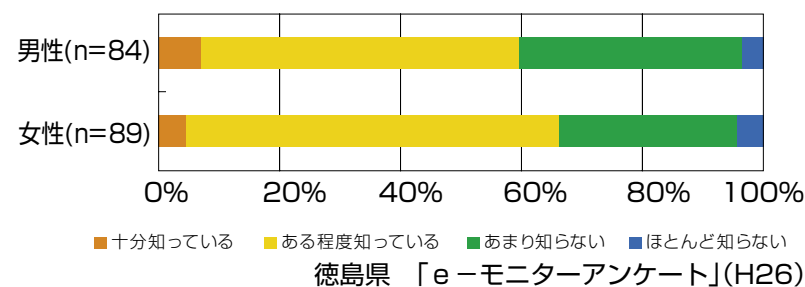
徳島県の学校給食における地場産物活用状況は全国平均を上回っています。

主食、主菜、副菜を基本に食事バランスを実践している人の割合



食事バランスを実践できていない人の割合は男性39.3%、女性26%と、男性に多い傾向です。

地域の郷土料理や行事食についての理解度



県民の約6割の人が、地域の郷土料理や行事食についてある程度理解しています。

2 食育の推進状況

◆徳島県食育推進計画(第2次)における指標の達成状況

	項 目	基準値 (H21)	H26	目標値 (H27)	備 考
健全な食生活の実践	食育に関心を持っている県民の割合	86%	90.1%	95%	e-モニターアンケート
	栄養バランスに配慮した食生活を送っている県民の割合	23.0%	67.1%	60%	e-モニターアンケート
	生活習慣病の予防や改善のための適切な運動を継続的に実践している県民の割合	—	63.0%	50%	e-モニターアンケート
	朝食の欠食率週4日以上	9.2%	6.4%	0%	e-モニターアンケート
	栄養教諭の配置	25人	50人	50人	県教育委員会
	食事作りや食事を整える手伝いを週1回以上している割合	小5 73% 中2 58% 高2 50%	—	10%増	平成22年度食に関する実態調査
食の安全・安心の推進	リスクコミュニケーションとしての体験型意見交換等参加者数	3,682人	7,971人	7,200人	食の安全安心に係るコミュニケーションへの参加, 小中学校への出前授業, 消費者との意見交換会参加
地産地消・体験活動促進	地産地消協力店数	204店	302店	300店	もうかるブランド推進課登録数(累計)
	地元の旬の食材を取り入れた学校給食「旬の食材活用月間」の設立推進	—	全市町村	全市町村	県教育委員会
	高校生による「1校1地場産品活用レシピ」の学校給食への普及	—	全市町村	全市町村	県教育委員会
	普段の買い物や食事の際に地産地消を意識している人の割合	77.6%	84.9%	85%	e-モニターアンケート
食育活動の促進とネットワーク化	食育推進活動の開催	135回	297回	270回	もうかるブランド推進課(回数/年)
	食育推進ボランティア数	1,391人	1,734人	1,600人	もうかるブランド推進課登録数(累計)

第3章 食育の基本理念と今後の推進方針

食をめぐる問題とこれまでの取組や課題等を踏まえ、食育の基本理念に基づき、4つの推進方針を定め、課題解決のための施策を展開します。

1 基本理念

県民一人一人が食を大切に考え、食に関する正しい知識や技術を身に付け、健全な心身を培うとともに豊かな人間性を育むため、第2次計画に引き続き、次のとおり基本理念を定めます。

(基本理念)

食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育む

2 推進方針

家庭、学校、保育所、地域、職場等を中心に、県民が生涯を通じて健全な食生活が実現できるよう、今後5年間、次に掲げる4つの推進方針に基づき、県民運動として食育の推進に取り組みます。

1 健康寿命の延伸につながる健全な食生活の実践

一人一人が自分に合った食事量や栄養バランスを理解し、若い世代の健全な食生活の実践や子どもの頃から望ましい食習慣を身に付けるなど、ライフステージに応じて健康増進につながる食生活の実践力を培う取組を推進します。

2 食の安全・安心に関する正しい知識の習得と理解の促進

食の安全・安心に関する幅広い情報を提供するとともに、行政や関係団体、県民等との意見交換が積極的に行えるよう施策を講じ、「食の知」の向上を目指します。

3 食文化の継承や農林水産業への理解の促進

徳島県の特徴を活かした農林水産業、食に関する体験を通じて、自然や農林水産業に対する理解の促進及び食に対する感謝の気持ちを育むとともに、地域に伝わる食文化の継承を図ります。

4 食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実

食を通じた人と人との交流を深め、食に関する様々な経験を通じて、県民の食を大切にする意識を高め、県民運動として次世代へつなげる食育を推進していくため、関係機関が連携を強化し、サポート体制の充実を図ります。

3 食育を推進するための主要指標

食育を県民運動として推進するにあたり、その成果や達成状況を客観的に把握・評価するため、主要な項目について目標値を設定し、その達成を目指して取り組みます。

ただし、食育基本法の目的や県の基本理念を踏まえ、目標値の達成のみを追い求めることのないよう留意します。

	項 目	基準値 (H26)	目標値 (H32)	備 考
健康寿命の延伸につながる健全な食生活の実践	「主食・主菜・副菜を基本に食事のバランスを」を実践している人の割合	67.1%	70%	e-モニターアンケート
	朝食の欠食率 週4日以上の人割合	6.4%	0%	
	栄養教諭・学校栄養職員による食に関する授業実施学年の割合	22.2%	55.5%	県教育委員会
	小中学校への栄養教諭の配置人数	50人	60人	
食の安全・安心に関する正しい知識の習得と理解の促進	リスクコミュニケーションとしての体験型意見交換等の参加者	489人	500人	安全衛生課
	食品の安全性に関する知識がある人の割合	—	70%	
食文化の継承や農林水産業への理解の促進	普段の買い物や食事の際に地産地消を意識している人の割合	84.9%	90%	e-モニターアンケート
	学校給食に地場産物を活用する割合 * 基準値は過去10年間(H16～25)の平均	32.7%*	35%	県教育委員会
	地域の郷土料理や行事食について知っている人の割合	63.0%	80%	e-モニターアンケート
食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実	食育に関心を持っている人の割合	90.1%	95%	e-モニターアンケート
	ジュニア・若手食育リーダー数	0人	200人	もうかるブランド推進課

第4章 具体的な展開

1 健康寿命の延伸につながる健全な食生活の実践

(1) ライフステージに応じた健全な食生活の実践

乳・幼児期(0～5歳)

乳幼児期は、心身の機能や食行動の発達が著しい時期であり、食生活の基礎をつくる大切な時期です。規則正しい生活習慣を身につけ、多くの食物を体験し、味覚を育てることが大切です。

また、家族そろった楽しい食事の中から食事のマナーを身につけるなど、豊かな人間性を育むための取組も重要です。

小学校期(6～11歳)

小学校期は、生活習慣・食生活の基礎が完成する時期です。また、心身の成長が著しい時期であるので、自分の成長について知ることが大切です。

食に関わる活動や体験学習を通じて、食への興味を深め、自分が理解したことを積極的に試してみようとする力を育てることが大切です。

また、食を通じた家族や仲間との関わりや、地域や暮らしのつながりの中で、食の楽しさを実感し、食を楽しむ心を育てることも重要です。

中学校期(12～14歳)

中学校期は、習得した知識を応用して自分の健康や食生活に関する課題を見つけ、自分らしい食生活の実現を図っていく時期です。

楽しい食事を通して望ましい人間関係を育てるとともに、食文化や食に関わる歴史と自分の食生活との関連について考えることも大切になってきます。

この時期には、偏った栄養摂取や不規則な食事などの食生活の乱れ、肥満ややせなどの健康課題も見られるので、自分の食生活を見つめ直し、よりよい食習慣を形成しようと努力する力を身に付けることが大切です。

青年期(15～24歳)

青年期は、食習慣の自立期で、自分で選ぶ食事や外食などの機会が増えてきます。特に一人暮らしの場合は、栄養の偏り、不規則な食事などの食生活の乱れが心配されます。この時期には、肥満ややせといった将来の健康に影響を及ぼすような健康課題も見られるので、自分の食生活を振り返り、改善できる力や、自分の身体の成長や体調の変化を知り、自分の身体を大切にできる力を育むことが大切です。

また、徳島県産の農林水産物を積極的に活用するとともに、食文化や環境に積極的に関わることが楽しいと感じることができる取組も重要です。

壮年期前期(25～39歳)

壮年期前期は、心身ともに充実し、仕事や子育てなど活動的な時期です。栄養の偏り、不規則な食事などの食生活の乱れが重なると、生活習慣病などの悪影響が出てくる可能性があります。

健全な食生活を身に付け、自らの食生活を点検する習慣を持ち、健康管理ができることが大切です。家庭においては、子どもたちに食事の基礎知識を教え、健やかな生活リズムを作ることも重要です。

壮年期後期(40～64歳)

壮年期後期は、生活習慣病を発症することが多くなります。これまでの生活習慣を見直し、改善に取り組むことが重要です。職場や地域と連携し、生活習慣病の予防や適切な食に関する知識を持ち、実践することも大切です。

高齢期(65歳以上)

加齢に伴って、精神や身体の機能の個人差は次第に拡大します。個人の体調にあった食生活が実践でき、食事を楽しむことが大切です。

また、郷土料理の継承や食事マナーの指導者としての役割も重要です。単身の高齢者等の食生活を充実させるためには、地域社会での適切な支援が必要です。

◆食育で学び実践する項目

県民が生涯にわたって、健康で豊かな生活を実現するためには、食に関する幅広い知識を身に付け、実践する

		乳・幼児期 (0～5歳)	少年期 (6～14歳)	
			小学校期	中学校期
		食習慣の基礎づくり	食習慣の完成期	食習慣の自立期
食を大切に考え、食を通して豊かな人間性を育む	食育で学び実践する項目			
	○自分に応じた食事量や野菜摂取をはじめ、バランスのとれた食事の知識と料理をつくる力を身に付け、朝食から始まる規則正しい生活をおくる	決まった時間に、決まった量の食事・おやつを食べる習慣を身に付ける	食べ物と身体の働きを理解する 食品の組み合わせなどバランスのとれた食事の知識を身に付ける 朝食をとることの大切さを理解し、きちんと食べる生活習慣を身に付ける	食事が果たす役割や健康との関わりを理解し、朝食をはじめ毎日規則正しく食事をする 簡単な日常の食事の調理の仕方を身に付ける
	○食の安全を考えて、適切な選択ができる	多様な食材・調理法に接し、良く噛んで味わうことにより、苦い・酸っぱい・辛い・甘いなどの味の変化がわかるようにする	食品表示など食品の品質や安全性について関心を持つ	正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性を判断し、食品が選択できる
	○適度な運動と健全な食生活を心がけ、生活習慣病の予防に努める	体を動かす遊びを通じて、空腹感が感じられる生活習慣を身に付ける		生活習慣病と食事、運動の関係についての知識と関心を持つ たばことアルコールの正しい知識を持つ
	○食事マナーを身に付け、様々な場面で食を楽しむ、コミュニケーションを図る	食事の時間を家族・仲間とゆったりとすごし、「いただきます」「ごちそうさま」が言えるようにする	食事の手伝いなどを通じて食に関する関心を広げ、家族や仲間と一緒に食べる楽しさを味わう	食事のマナーを考え、家族や友人など周りの人との会話を楽しみながら気持ちよく会食する
	○様々な体験を通じて、食べる事への感謝の気持ちや食物や水を大切にすることの気持ちを持つ	家庭菜園や調理(皮むき・洗浄・食器の準備など)に関わる機会を多く持ち、食事に興味を持つことのできる環境を整える	農林漁業体験など食に関する体験を通じ、食べ物と自然を大切にする心を育てる	体験を通して、農林水産業や自然環境について理解を深め、食に関わる人々や自然の恵みに感謝し、食事を味わう
	○地域の農林水産業に親しみ、地産地消を実践する	食材そのものの味がわかる味覚を養う	地域の食材を知り、地産地消について理解を深める 農林水産物の生産や収穫に携わり、地域の人々との交流を深める	地域の食材を調理したり食べたりする活動を通して、その旬やおいしさを味わう
	○地域の食や農、自然環境等を活かして豊かな食文化を継承する	徳島の郷土料理・行事食などを食べる機会を多く持つ	地域に伝わるの郷土料理や行事食について学び、食文化を尊重する心を持つ	
	○食べ残しや廃棄等、環境に配慮した行動ができる		食べ物と環境について知り、残さず食べる	残さず食べる、無駄なく調理する、生ゴミの再利用など食と環境について考える

ことが必要なことから、次の項目を掲げます。

青年期 (15～24歳)	壮年期 (25～64歳)		高齢期 (65歳以上)
	壮年期前期	壮年期後期	
食習慣の自立期	食習慣の見直し	生活習慣病の予防	
次の世代へ健全な食生活を伝える			
	食文化・郷土料理の継承		
栄養と体調の関連や食事バランスなどを理解し、食品を選択する能力や自立のための基本的な調理技術を身に付ける	自分の健康に関心を持ち、適正な食事量や食事バランスの知識を習得し、日本型食生活に親しむなど、適切な食生活を実践する	健康状態に応じ食生活を見直し、適切な食生活を実践する	加齢に伴う体調の変化に合わせた食生活を実践する
食品の栄養表示、添加物やアレルギー表示などを理解し、食品の正しい選択ができる			
生活習慣病と食事、運動の関係についての知識と関心を持つ たばことアルコールの正しい知識を持つ	生活習慣病について正しい知識を身に付け、健康の維持増進のため、自分に合った適切な食事や運動を実践する	生活習慣病等の予防のため、適切な食事や運動を実践する	体調に合わせた食事や運動が実践できる
家族や友人など周りの人と関わりを持ちながら楽しく食べる	家族や友人とともに食事を楽しむ		孤食傾向になりやすいので、家族や友人などと一緒に楽しく食事する
農作業等の体験を通して、農林水産業の多面的機能などを理解する	家族や仲間と農作業等の体験に出かけ、農林水産業や自然の恵みについての理解を深め、それらの大切さについて考える機会を持つ	地域で採れた農産物や山菜、魚介類など自然の恵みを知り、料理などに活用する	地域で採れた農産物や山菜、魚介類など自然の恵みを知り、料理などに活用し、その方法を教える
地域の農林水産物を知り、旬の味を楽しむ 地産地消の実践により生産者との信頼関係を築く	地域の農林水産物を積極的に活用した料理に親しみ、地産地消を実践より生産者との信頼関係を築く		地域の農林水産物を積極的に活用した地産地消を実践する 地域の旬の食材の美味しさや利用法を次世代に伝える
地域や家で受け継がれてきた料理に関心を持つ	地域の郷土料理、伝統食、加工品等の食文化を取り入れる	地域の郷土料理、伝統食、加工品等の食文化を受け継ぎ、育む	郷土料理や伝統的な食材、乾物等の料理の楽しみ方を次世代に伝える
残さず食べる、無駄なく調理する、生ゴミの再利用など食と環境について考える	残さず食べる、無駄なく調理する、生ゴミの再利用など環境に配慮した行動を実践する		

(2) 生活場面における食育の推進

恵まれた自然に育まれた徳島県が誇る多彩な食材を利用しながら、野菜摂取をはじめ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」を推進するとともに、「とくしま食事バランスガイド」等を活用し食事バランスや体調にあった食生活の実践を推進します。

① 家庭における食育の推進

家庭は、健全な食生活確立のための重要な役割を担っています。生活の多様化が進むなか、子どもの頃から食に関する様々な経験や親子で参加する体験を通じて、保護者や子ども自身の食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣の確立に努めます。

(生活リズムの向上)

朝食をとることや早寝早起きを実践することなど、子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上に取り組む活動を推進します。

(望ましい食習慣や知識の習得)

日常生活の中で、買い物や料理の手伝いを通して食材選びや調理法、食品に含まれる栄養素や体に対する働きを学んだり、食事のマナー、地域の食材や郷土料理、環境などへの理解が深められるよう、家族と一緒に食卓を囲んで楽しい食事を心がけるよう推進します。

(子どもの生活習慣病予防の推進)

生活習慣病を予防するためには、子どもの時期から適切な生活習慣(栄養・運動・休養)を身に付ける必要があることから、栄養と運動の両面からの生活習慣病予防対策を推進します。

② 就学前の子どもに対する食育の推進

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が形成される極めて大切な時期であり、この時期に望ましい食習慣や豊かな味覚を身に付けることは非常に重要です。

就学前の子どもが、発育・発達段階に応じて基本的な食習慣を身に付けるとともに豊かな食体験を積み重ねていけるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園等において家庭や地域と連携し、食育の推進を図ります。

その際、保育所においては「保育所保育指針」に、幼稚園においては「幼稚園教育要領」に、認定こども園においては「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」等に基づき、施設長や園長、保育士・幼稚園教諭・保育教諭、栄養士・栄養教諭、調理員等全教職員の協力の下、各施設の子どもの生活に沿った食育の計画を作成し、創意工夫のある取組を実施します。

取組を進めるに当たっては、楽しく食べることや、食材とのふれあい、食事の準備をはじめ、行

事食・郷土食など食に関する様々な体験や指導を通じて、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、人と関わる力の養成、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちを育むよう努めます。

また、献立表の配布・給食だよりの発行、給食の実物の展示などを通じた保護者への情報提供や、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供に努めるなど、市町村や地域の関係機関等と連携しながら積極的に食育を推進を図ります。



管理栄養士による
保護者への栄養指導

③ 学校における食育の推進

学校は、子どもが、食、運動、生活リズム等の生活習慣を身につけ、さまざまな学習や体験活動を通して食に関する知識と食を選択する力を習得するために重要な役割を担っています。このため、学校において魅力ある食育を推進し、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るよう努めます。

(指導の充実)

給食の時間、家庭科や技術・家庭科、体育科や保健体育科をはじめとする各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において、食に関する指導の充実を促進し、学校の教育活動全体で組織的・計画的に推進します。

そのために、各学校において策定している食に関する指導の全体計画に基づき、学校長のリーダーシップの下に全教職員が連携・協力しながら、栄養教諭や食育リーダーが中心となって組織的な取組を進めます。食に関する個別的な相談指導を行うことや学校・家庭・地域が連携して取り組むことも重要です。

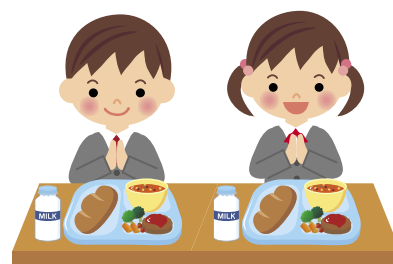
地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験等、子どもの様々な体験活動も推進します。こうした指導の充実を図るため、栄養教諭の配置を拡充します。

(学校給食の充実)

子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の献立内容の充実を促進するとともに、各教科等においても学校給食が「生きた教材」としてさらに活用されるよう取り組みます。

学校給食に地場産物を活用したり地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通して、食料生産に携わる人々への感謝の気持ちや、地域の文化、伝統に対する関心と理解を深めます。

また、地産地消を進めていくため、生産者団体等と連携し、学校給食における地場産物の活用の推進を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子どもに伝達する取組を促進します。



(家庭や地域と連携した食育の推進)

児童生徒の食習慣、運動習慣等の望ましい生活習慣の育成や、健康状態の改善を図るため、学校の関係者は、家庭や地域と連携し、学校教育活動全体を通じた食育の推進に努めます。

④ 地域における食生活の改善

地域においては、あらゆる世代が「食」に関して信頼できる情報に基づいた適正な判断を行う能力を身に付け、健全な食生活が実践できるよう、学校、保育所、ボランティア、農林漁業者、食品関連事業者等の連携のもと、それぞれの団体や施設から健康に配慮したメニューや食材の提供、栄養・食生活等に関する適切な情報提供、共食の機会の提供など、多面的な活動が推進されるよう取り組みます。

特に、県民の野菜摂取量向上のため、「とくしま野菜週間」における啓発をはじめ、「健康とくしま応援団」や「地産地消協力店」等様々な関係者を通じて、広く野菜摂取を呼びかけていくとともに、野菜の魅力や料理レシピの情報発信による啓発を推進します。

また、20歳代、30歳代を中心とする若い世代の心身の健全な食生活の実践のため、大学・企業等の協力体制を整え、学生や労働者に対する食育活動を推進するとともに、これから親になり食育を次世代に伝えつなげていく若い世代に対し、食に関する知識を深め、意識を高める取組を推進します。

さらに、高齢者がいきいきと活動できる活力を維持するための食育、男性の意識や実践力を高める食育等の活動を支援するとともに、多様な生活環境にある子どもから高齢者まで、一人一人が健全な食生活を実践しやすい環境を整えていきます。



野菜摂取啓発PRのぼり



野菜料理コンクール優秀作品レシピ集

2 食の安全・安心に関する正しい知識の習得と理解の促進

(1) 食の安全・安心確保のための相互理解の促進

消費者、行政、食品関連事業者等関係者が信頼関係を構築し、相互理解を深めるため、体験型意見交換会等のリスクコミュニケーションを促進します。

(2) 自らの食を自らの判断で正しく選択する力の育成

「食」に関する情報が氾濫し、食品の安全性への不安や健康志向が高まる中、県民自らが情報を集め、知識を習得し、主体的に課題解決に取り組む力が求められています。

このため、食の安全・安心に係る様々な事象に対して、最新の知見と正しい知識に基づき冷静に判断できるよう、子どもの頃からの食育や消費者教育を推進します。

(3) 多様な手段による正確な食情報の提供

食の安全・安心情報を一元的に掲載した『食の安全安心情報ポータルサイト』の充実や、『食の安全・安心情報メール(すだちくんメール)』での迅速な情報提供に努めます。

また、食品の安全性及び消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保することができるよう、食品表示の適正化に取り組めます。



食の安全安心情報ポータルサイト

(4) 災害時の食のあり方に関する情報提供

地震や台風等の大規模災害等、いかなる場合においても可能な限り健全な食生活が実践できるよう、個々人の状況に応じた食料・飲料水等の備蓄をはじめ、限られた食品や資源をもとに栄養に配慮した食事を作るなど、非常時にも対応できる力を身につけておくための情報の提供に努めます。



3 食文化の継承や農林水産業への理解の促進

(1) 地域の食文化の保護・継承

豊かな自然に育まれた多様な食材や先人の知恵と工夫で生み出された郷土料理、行事食など地域の食文化への関心と理解を深め、日々の食生活に取り入れ、自然の恵みや四季の変化を感じながら食を楽しむ人を増やすための取組を推進します。



遊山箱

桃の節句などに子ども達が巻きずし、煮しめ、ういろう、寒天などをつめてもらい野山に出かける時に使っていた弁当箱

(2) 食の循環、環境を意識した食育の推進

生産現場において、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するエコファーマー、有機農業、特別栽培等の農業技術や農業生産工程管理(GAP)の普及促進を図り、環境と調和のとれた食料生産を推進するとともに、農薬の適正使用を推進します。

また、消費者をはじめ流通・販売業者、学校関係者等に対して、生物多様性の保全、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減等、農林水産業の持つ多面的機能について理解を深めるための情報の提供に努めます。

家庭や外食における食べ残しや食べられるのに捨てられる「食品ロス」を削減し、食品廃棄物を減らす取組を推進します。



エコファーマーマーク



とくしま安²農産物認証マーク



食品ロス削減の意識啓発

(3) 生産者と消費者との交流や体験活動による農林水産業への理解促進

生産者と消費者との交流拠点である農林水産物直売所等を活用し、旬の生産物や地域で特色のある生産物の選び方や食べ方などの情報を積極的に発信することにより県産農林水産物への理解を深め、消費者と生産者の信頼関係を構築する取組を推進します。

生産から消費に至るまでの食に関する体験活動等への参加を促進し、自然の恩恵の上に食料生産が成り立っていることや食生活が多くの人の苦労や努力に支えられていることを実感することにより、農林水産業への正しい理解を深める取組を推進します。



親子でほうれんそうの種まき体験



子どもが収穫した野菜の販売を体験

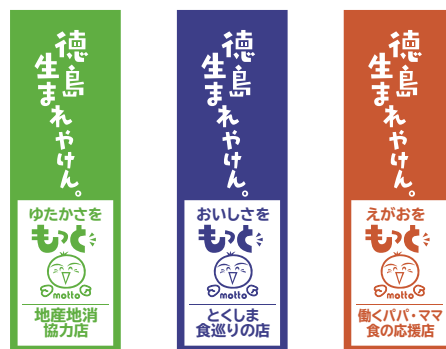
(4) 地産地消の推進

農林水産物直売所や量販店における県産農林水産物の販売や学校、病院等の給食、企業食堂、食品産業での県産物の利用拡大を推進するとともに、消費者が地域で生産された新鮮な県産物の購入、県産物を使った料理を食べることができる機会を増やす取組を推進します。

また、県産品の良さを再発見し、地場産品の愛用を目指す「地産地消協力店」と連携した取組を進めるとともに、毎年11月の「地産地消月間」を中心に、地産地消活動の普及と定着に取り組みます。



地元野菜を販売している直売所



地産地消協力店のぼり

4 食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実

(1) 食育推進運動に関わる人材の育成

食育の活動を浸透させていくため、行政や関係団体はもとより、地域や生活に密着したボランティア等の役割が重要であり、これらのボランティア団体、特に若い世代への食育の啓発を促進するため、中学生、高校生、大学生の食育推進の担い手として「ジュニア・若手食育リーダー」の育成や活動に対する支援を推進します。

毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」、「とくしま学校給食の日」を中心に関係機関が連携して啓発行事や取組を実施し、食育の更なる定着と促進を図ります。

(2) 行政、食に関係する様々な関係者や団体間の連携の促進

広く県民運動として食育を推進するためには、県や市町村、学校、保育所、ボランティア、農林漁業者、医療・保健関係者、食品関連事業者等が相互に連携し取り組むことが必要です。そのために関係者のネットワークを構築し、情報や意見交換が促進されるよう連携を強化して、食育に関する普及啓発に取り組めます。

また、「食」に関して信頼できる情報、体験活動やボランティア活動等について、多様な手段を通じて積極的に情報提供するよう努めます。



とくしまの食育応援団ホームページ



料理検索サイトクックパッド県公式キッチン

5 県の取組

推進方針	基本施策	具体的取組み
健康寿命の延伸につながる健全な食生活の実践	○ライフステージに応じた健全な食生活の実践 ○生活場面における食育の推進	・世代や生活様式に応じた実践項目の啓発 ・家庭での食育推進 ・学校、保育所等における食育の推進（徳島県学校食育推進パワーアップ作戦） ・地域、職場での食生活の改善 ・野菜摂取量向上対策
食の安全・安心に関する正しい知識の習得と理解の促進	○食の安全・安心確保のための相互理解の促進 ○自らの食を自らの判断で正しく選択する力の育成 ○多様な手段による正確な食情報の提供 ○災害時の食のあり方に関する情報提供	・リスクコミュニケーションの促進 ・食品表示の適正化の推進 ・食の安全安心情報ポータルサイトの充実 ・学校、保育所等における食育の推進
食文化の継承や農林水産業への理解の促進	○地域の食文化の保護・継承 ○生産者と消費者との交流や体験活動による農林水産業への理解促進 ○食の循環、環境を意識した食育の推進 ○地産地消の推進	・食に関する体験、交流活動の機会の提供 ・食文化継承と普及のための活動支援 ・環境や食の安全に配慮した農林水産業の推進 ・学校給食における地場産物活用の推進 ・地産地消月間の啓発 ・学校、保育所等における食育の推進
食育活動の促進を図るネットワーク体制の充実	○食育推進運動に関わる人材の育成 ○行政、食に関係する様々な関係者や団体間の連携の促進	・特性・ニーズに対応した食育推進運動の展開 ・ジュニア・若手食育リーダーの育成 ・ボランティア、関係機関、食の専門家や生産者等との連携と協働体制づくり ・食育に関する理解を深めるための情報の提供

第5章 計画の推進方法

1 計画の推進体制

本県の食育を総合的かつ計画的に推進するために、県の関係部局を横断した体制整備を行い、連携・協力しながら取り組みます。

豊かな食のとくしま！ 食育推進体制

もうかるブランド推進課

- 県食育推進計画の策定・実施
- 食育推進体制の充実
- 総合的な食育の推進
- 地産地消の推進

安全衛生課

- 食の安全・安心の推進

健康増進課

- 地域における食育推進

教育委員会体育学校安全課

- 学校における食育の推進
- 学校給食における地場産物の活用の推進

とくしま食育推進協議会

食育推進の取組を促進するための
関係団体の連絡会

市町村

食育関連施策の実施
(市町村食育推進計画の策定)

関係者・団体

子どもの保護者
教育・保育関係者
医療・保健関係者
農林漁業者
食品関連事業者等
各種団体
ボランティア等

県民運動としての食育推進

2 関係者・団体等の役割

県 民

県民一人一人が、食に関する正しい知識と理解を深めるとともに、自らの判断により合理的な食行動に努め、豊かな心を育むことが重要です。

子どもの保護者

家庭は、食生活の基本の場であり、望ましい食生活の実践や、食に関する知識・マナーの習得等、正しい食習慣等を身に付けることは、子どもの健全な育成に不可欠です。

教育・保育関係者等

学校、保育所等は、子どもの頃の食育の重要性を踏まえ、食育推進体制の整備や関係職員の資質の向上に努めるとともに、行政関係者や保護者との連携を図り、自主的かつ積極的に子どもたちに対する食育の推進の主体となります。

医療・保健関係者等

医療・保健関係者等は、健康な生活を維持向上し、適切な食習慣の定着を推進するために、医療及び生活習慣の改善に関する指導を行います。また、給食を提供する医療機関や福祉施設においては、適正な食の知識、情報及び安全・安心な食事を提供し、健康づくりの専門機関として、地域と連携した食育の推進を担います。

農林漁業者等

農林漁業関係者は、食を支える農林水産業・農山漁村の役割の重要性と、農林漁業や「食」に関する県民の理解を増進することの意義を踏まえ、自主的かつ積極的に教育ファーム等の体験活動や食育に関する普及・啓発に取り組むとともに、食育推進に関する施策や、活動に協働することが求められます。

食品関連事業者等

食品の製造・加工・流通・販売を行う事業者等は、その事業活動が、食品の安全・安心の確保、県民の健全な食生活の実践に大きな影響を持つことを踏まえ、食に関する幅広い情報を多様な手段で、消費者に提供する等、積極的に食育を推進するとともに、食育推進に関する施策や活動に協力し、役割を担います。

各種団体、ボランティア等

関係機関・団体等は、各組織の目的や役割に応じて、組織内や地域・教育機関等における食育に自主的に取り組むとともに、食育推進に関する施策や、活動に協力することで、地域での食育推進の中核的役割を担います。

市 町 村

市町村は、県との連携を図りつつ、市町村食育推進計画の作成や食育推進会議の設置を進めるとともに、子どもの保護者、教育・保育・医療・保健関係者、農林漁業者、食品関連事業者、各種団体・ボランティア等の「地域リーダー」と連携して、その地域の特性を生かした、住民一人一人へ届く広がりのある施策を展開することが必要です。

徳 島 県

県は、この計画の実現に向けて、必要な施策を展開するとともに、県民をはじめとして、各関係機関・団体等における自主的な取組が促進されるよう、これらの関係者との連携を図り、必要な支援や情報の提供・共有化に努めます。

用語の解説

●e-モニターアンケート

県民の意識や考えを、県の施策や計画、その他の案件に反映させるため、県民から選考したモニターを対象に、主にインターネットを活用し実施する県政アンケートのことです。

●栄養教諭

学校における食育の推進に中核的な役割を担うため、学校教育法等により平成17年度から開始された制度です。その職務としては、食に関する指導(肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒に対する個別指導、集団的な指導、及び連絡・調整)と学校給食の管理(栄養管理、衛生管理等)を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらすとしています。

また、本県においては、各市町村の学校における食育推進のコーディネーターとして、地域諸機関との連絡・調整、および食に関する指導計画の作成等を行います。

●エコファーマー

土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う環境に優しい農業を実践する生産者です。

●教育ファーム

農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、一連の農林漁業作業等を体験し、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作業等の体験を提供する取組です。

●健康寿命

認知症もしくは寝たきりにならない状態で生活できる期間。平均寿命と健康寿命との差は、日常生活に制限のある「不健康な期間」を意味する。

●健康徳島21

「健康寿命の延伸」、「壮年期死亡の減少」及び「生活の質の向上」を目的とする計画です。

●健康とくしま応援団

平成18年1月から「みんなでつくろう！健康とくしま県民会議」が推進母体となって実施している健康づくりをサポートするための環境整備に取り組む県内の店舗、事業所、団体を登録する事業で、平成25年度からは、「野菜摂取量アップ対策」を登録項目に追加されています。

●健全な食生活

生活のリズムとして規則正しく食事を摂ること(朝・昼・晩の食事をきちんと摂ること)、栄養面でバランスがとれていること、安全面に配慮すること、無駄な食べ残しや廃棄をしないこと、食卓を囲んで家族と一緒に食事することなどの望ましい姿の食生活のことをいいます。

●食育

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものです。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

●食育基本法

平成17年6月10日に第162回国会で成立し、同年7月15日に施行されました。

食育に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。

●食育推進基本計画

国では、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、①食育の推進に関する施策についての基本的な方針、②食育の推進の目標に関する事項、③食育の総合的な促進に関する事項、④食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項等が定められています。

●食育推進ボランティア

豊かで健全な食生活の実践、食文化の伝承や地域産物を活用した食生活を推進するため、地域での活動を通じて食育を推進する民間のボランティアです。

●食農教育

子どもたちが、食料・農業についての学習や農業体験などを通じて、食べ物や食生活、そして食料を生産し供給する農業・農村に対する正しい理解を深めていく幅広い教育的活動です。

●食の知

食品の安全性等について科学的な根拠に基づく知識や情報を習得し、自ら判断する能力のことです。

●食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず、廃棄される食品のことです。

●新未来「創造」とくしま行動計画

徳島県政推進方策としての計画です。基本理念は、「『一歩先の未来』を具現化するオンリーワン徳島の実現」とし、「課題解決」の処方箋を徳島から全国に発信し、「地方創生」ひいては「日本創生」を実現する「とくしま回帰」の流れを創出することにより、全国に先駆けた「一歩先の未来」を県民の皆様とともに歩み、世界に“新しい価値観”を発信する「オンリーワン徳島づくり」を進めています。

●生活習慣病

日常の生活習慣によって引き起こされる病気の総称で、その定義は「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾病群」とされています。高脂血症、高血圧、糖尿病、肥満、骨粗鬆症、ガンなどが代表的です。

●第2期徳島はぐくみプラン(徳島県次世代育成支援行動計画)

少子化の進行や子育てを取り巻く環境が変化の中で、子どもたちを大切に育み子育ての喜びを分かち合える徳島の実現を目指し、次世代育成支援対策推進法及び徳島県子どもはぐくみ条例に基づき、次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した行動計画です。

●第2次徳島県環境基本計画

本県の将来の環境像と長期的目標を示し、その実現に向けて取り組むべき環境の保全・創造のための施策展開の方向性や内容を明らかにしたものです。

●地産地消

「地場生産－地場消費」を略した言葉で、地元でとれた生産物を地元で消費するという意味で使われます。生産者と消費者の距離を縮め、食の安全・安心を高める取り組みです。

●地産地消協力店

県産品の活用を積極的にすすめている農林水産直売所、量販店、小売店、飲食店等であって、県内産品の消費拡大、食育活動、消費者への県産品活用に関する情報提供、等の県が行う活動に協力をしていただける店です。このうち、平成26年度から県産食材を積極的に使った弁当・惣菜店を「働くパパ・ママ食の応援店」、飲食店を「とくしま食巡りの店」と愛称をつけ、より親しんでもらうようPRしています。

●地産地消月間

徳島県では平成21年度に県産食材が豊富に出回る11月を「地産地消月間」と定め、重点的に地産地消を推進しています。

●とくしま高齢者いきいきプラン(徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画)

急速に高齢化が進行する中で、高齢者が健康で住み慣れた地域で安心して暮らし、ふれあいや生きがいのある生活を送ることができる地域づくりを目指した計画です。

●とくしま食事バランスガイド

厚生労働省と農林水産省が策定した「食事バランスガイド」をより地域に密着したものとして活用していくために、徳島県版「食事バランスガイド」として作成されたものです。「とくしま食事バランスガイド」は、徳島県民の食生活の問題点を明らかにし、県民が気軽に実践できるものとして、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかという「食事」の基本を身に付けてもらうためにわかりやすくイラストで示されたものです。

●徳島県消費者基本計画

「徳島県消費者基本条例(徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例(平成16年12月27日条例第57号))」に基づき、県が長期的に講ずるべき消費者政策の大綱とともに、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項を定めたものです。

●徳島県消費者教育推進計画

消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定)を踏まえ、関係機関・団体等と連携・協力し、ライフステージに即した体系的な消費者教育の実施及び消費者教育の人材(担い手)の育成・活用等を計画的に推進するために策定した計画です。

●徳島県食の安全・安心基本指針

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、基本的な方向性や考え方を示した指針です。

●徳島県食の安全安心推進条例

食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、そして県民の健康の保護及び消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資することを目的とした条例です。

●徳島県食品表示の適正化等に関する条例

食品の偽装表示を防止し、消費者に信頼される安全で安心な県産食品の生産振興に向け、国の制度を補完し、県として必要な対策を実施するため、基本理念や基本計画を策定し、総合的な施策推進を行うことを目的とした条例です。

●徳島県男女共同参画基本計画

「徳島県男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定する計画です。

●徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画

本県の食料・農林水産業及び農山漁村のあるべき姿を長期的に展望するとともに、短期・中期的に重点的に取り組むべき方策を示すための基本計画です。

●とくしま野菜週間

8月31日「野菜の日(食料品流通改善協会や全国青果物商業協同組合連合会等が昭和58年に制定)」を含む1週間(日～土)を平成24年度、「とくしま野菜週間」として県独自に制定しました。

●糖尿病

生活習慣病の一つです。血糖値が高くなり、血管が詰まりやすくなるため、脳梗塞や心筋梗塞を起こす危険性があります。糖尿病有病者は、国内では予備軍を含め1千万人以上だが、その80%以上は初期の自覚症状がないため、気づかずに放置しているといわれています。

●日本型食生活

日本の気候風土に適した米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた食生活のこと。

●ライフスタイル

生活様式のこと、衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会の関わり方まで含む広い意味での生き方をあらわします。

●ライフステージ

人の一生を乳児期、幼児期、少年期、青年期、壮年期、高齢期などと分けた各段階です。

●リスクコミュニケーション

リスク対象及びそれへの対応について、関係者間が情報・意見を交換し、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築する活動のことです。

参 考 資 料

食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

目 次

前文

第一章総則（第一条—第十五条）

第二章食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）

第三章基本的施策（第十九条—第二十五条）

第四章食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附 則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然

の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成）

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

（食に関する感謝の念と理解）

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

（食育推進運動の展開）

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識する

とともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（食に関する体験活動と食育推進活動の実践）

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

（伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献）

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極

的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

２ 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

（食育推進基本計画）

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

２ 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項
三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発そ

の他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以上をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項
第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三食育推進基本計画(食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

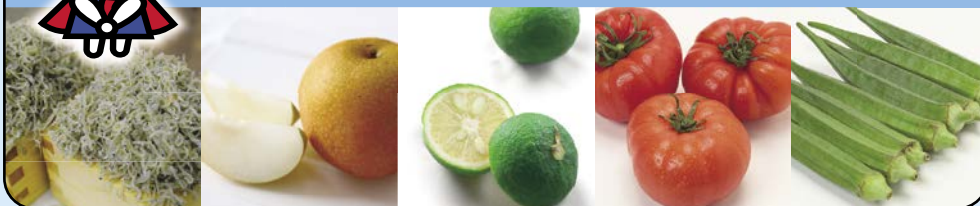
第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議少子化社会対策基本法」を「食育推進会議食育基本法少子化社会対策会議少子化社会対策基本法」に改める。



食育に関する情報をお寄せください

<http://www.pref.tokushima.jp/shokuiku/>

とくしまの食育応援団



農林水産部	もうかるブランド推進課	(TEL 088-621-2375 FAX 088-621-2856)
危機管理部	県民くらし安全局 安全衛生課	(TEL 088-621-2721 FAX 088-621-2759)
保健福祉部	健康増進課	(TEL 088-621-2208 FAX 088-621-2841)
教育委員会	体育学校安全課	(TEL 088-621-3172 FAX 088-621-3173)